

企業局告示第1号

産業廃棄物（浄水発生土）処理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成19年企業局告示第3号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和7年2月4日

静岡県公営企業管理者
企業局長 田中 伸弘

改正前	改正後
<p>第2 入札参加者資格の申請に必要な要件</p> <p>競争入札参加資格の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 資格審査の申請書を提出しようとする年度の4月1日以前の2年間の営業実績があること</u></p> <p><u>(4) 法人にあつては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税、個人にあつては個人事業税及び消費税・地方消費税を完納していること</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第3 資格審査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資格審査は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 営業実績</u></p> <p><u>(3)～(5) (略)</u></p> <p>第4 資格審査の申請</p> <p>1 資格審査を受けようとする者は、別に定める静岡県企業局産業廃棄物（浄水発生土）処理業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、静岡県公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 直近2年間の納税証明書（法人にあつては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税</p>	<p>第2 入札参加者資格の申請に必要な要件</p> <p>競争入札参加資格の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法人にあつては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税、個人にあつては個人事業税及び消費税・地方消費税について未納税額がないこと</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3 資格審査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資格審査は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(4) (略)</u></p> <p>第4 資格審査の申請</p> <p>1 資格審査を受けようとする者は、別に定める静岡県企業局産業廃棄物（浄水発生土）処理業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、静岡県公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 直近2年間の納税証明書（法人<u>（事業開始後、最初の納期限を迎えていない者を除</u></p>

<p>税・地方消費税、個人にあつては個人事業税及び消費税・地方消費税)</p> <p>(6) 直近2年間の財務諸表(法人にあつては損益計算書及び貸借対照表、個人にあつては確定申告書の写し)</p> <p>(7)～(11) (略)</p>	<p><u>く。)</u>にあつては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税、個人<u>(事業開始後、最初の納期限を迎えていない者を除く。)</u>にあつては個人事業税及び消費税・地方消費税)</p> <p>(6) 直近2年間の財務諸表(法人にあつては損益計算書及び貸借対照表、<u>ただし、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者にあつては、会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表、個人にあつては確定申告書の写し)</u>)</p> <p>(7)～(11) (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。